

契約書との違いは?

コロナ禍で対面による交渉が減ったこ 子契約を利用する企業が増えています 基本的な仕組みと利用する際の留意点を解説します。

> 弁護士法人中村・大城国際法律事務所 弁護士・カリフォルニア州弁護士 大城 章顕

> > そこで、

本稿では、そもそも電

ません。

替えた、という人もいるかもしれ 契約は原則として電子契約に切り いでしょうか。なかには、自社の たという人は少なくないのではな 結を完結する電子契約を求められ

電子契約を締結する際のポイン 子契約とは何かということから、

電子契約の内容変更や終了に

て述べていきます。

至るまでのポイントと対応につい

は増えています。 出社の機会や対面での交渉が増え 契約の利用が増加しました。 類をやり取りする必要がない電子 てきた後も、 したりしたことによって、 社会が徐々に元の状況に戻り、 引き続き電子契約の利用件数 電子契約の便利さか 直接書

電子契約の 本的な仕組み

と思います。

契約を利用することが可能になる

踏まえたうえで、

より適切に電子

電子契約特有のリスク・留意点を めてポイントを整理することで、 積極的に利用されている人も、改

でしょうか。 どのようなも 0

限されたり、

対面での交渉が減少

本誌読者のなかにも、

これまで

法令で「電子契約」という用

語

特に、コロナ禍によって出社が制 る機会が大幅に増加しています。

ついて、

「電子契約」が利用され ビジネスにおける契約に 電子契約の利用が増加 コロナ禍をきっかけに

(1) 電子契約とは、 電子契約とは

> 異なっています。 法令においてどのようなものを指 ません。 るため、法令によって定義が多少 すのかを定義付けているだけであ が使用されている法令でも、 が使用されているものは多くあ 「電子契約」という用語 その

はないのが実情です。 いて共通する「電子契約」 このように、あらゆる場面 0) 定義 にお

原本も存在しません。 契約書は存在せず、 意味の電子契約においては、 般的になっています。このような る契約」のことを意味するのが一 に電子署名を施した形式で締結す は、「電子的なデータ(ファイル 子契約」の利用の状況において ることがありますが、近年の「電 用語は様々な意味として使用され そのため、「電子契約」と 書面として 紙 いう

ちろんですが、すでに電子契約を

るかを知らなかったという人はも

電子契約がどのようなものであ

になります。 をサーバー等に保管しておくこと す。そして、このPDFファイル ルに電子署名を付すというもので PDFファイルにし、そのファイ 契約書を作成したうえで、 方法は、 具体的な電子契約の作成・ 紙の契約書と同じように それを

請等で必要となった場合は、 この契約書が訴訟や当局への申 オン

の契約書に押印していたも

取引先からウェブ上で契約締

図表1 電子契約と紙の契約書の相違点

my: 18 1 Sting in the still st		
	電子契約	紙の契約書
署名方法	電子署名	記名押印(署名)
日付の特定	タイムスタンプ	契約書への記載
収入印紙の要否	不要	必要な場合がある
形式	電子データ	紙(プリントアウト)
保管	サーバー等にデータ保管	紙を保管
データ・書面交付の方法	電子メール等	郵送·対面
契約締結までの所要時間	一般に短い	一般に長い

公正証書化する義務があるため電子契約が認められない 図表2 契約の例

- ▶任意後見契約書(任意後見契約に関する法律3条)
- 事業用定期借地契約(借地借家法23条)
- ▶企業担保権の設定または変更を目的とする契約(企業担保法3条)

この表からは、

電子

契約にはメリットばか

務付けられているもの ことや、 など)があるといった

って多種多様です。 ど)を指すこともあり、 フォームに必要事項を入力した 同意のチェックをするものな 状況によ

のみで契約を締結する方法

(定型

き、このPDFファイルをプリン ライン申請できるような場合を除

になります。

電子契約の

意味につい

アに記録したりして提出すること

トアウトしたり、

データをメディ

眼としていますので、ここから 代わるものとしての電子契約を主 印を必要としていた紙の契約書に もっとも、本稿では、 般的に使用されている「電 署名や押

する方法など)やウェブ上の画面 Fファイルを電子メール等で交換

イルを交換するだけの方法(PD 電子署名を付さず、電子ファ

ていきます。 味を前提として説明し ルに電子署名が施され 子契約とは電子ファイ た形式の契約」との意

約書の相違点 電子契約と紙の契

ります。 1の相違点をまとめる 電子契約と紙の契約 図表1のようにな

手の理解が必要である が、電子契約は取引相 りあるように見えます められていないもの 公正証書の作成が義 電子契約が認

> もしれません。 大きなデメリットではなくなるか になってきていますので、 も法改正によって徐々に利用可能 が認められていないものについて う例も増えていますし、電子契約 でに電子契約を利用しているとい えてくるにつれて、取引相手もす 電子契約の利用が増 今後は

くいでしょう。 ても、減少していくことは考えに 用がますます増加することはあっ そのため、今後、 電子契約の利

締結方法

必要です。

などという文言に変更することが

は、 する内容・条項の記載方法は電子 せん。したがって、契約書に記載 契約内容が異なるものではありま るということであり、紙の契約と (1) 前述のとおり、電子契約の締結 電子契約の記載内容・方法

デメリットもあります (図表2)。 といった文言を記載しますが、 2通を作成し、 子契約では署名や記名押印はせ 保管する」 たは記名押印したうえ、 ての契約条項を記載した後に、 「本契約締結を証するため、 ただし、一 般に契約書ではすべ 甲乙双方が署名ま 各1通を 本書

ず、また1通、2通という表現も の電磁的記録を保管する が電子署名を施したうえ、 の電磁的記録を作成し、 なじみません。 「本契約締結を証するため、 そこで、電子契約の場合には、 甲乙双方 本書

正・変更を忘れてしまったとして ないと言ってよく、この点の修 約書の効力が否定される可能性は も散見されますが、それだけで契 た表現のままになっている契約書 も、従前どおりの記名押印とい もっとも、電子契約であって 大きな問題にはなりません。

電子署名とは

署名がどのような意味を持つのか そも「なぜ、 について理解するためには、 署名を施すことが必要です。 電子契約の締結の際には、 紙の契約書を締結す 電子

電子契約の

イル化するという方法を取ること いた契約書をそのままPDFファ で締結することを前提に作成して 契約であっても変わりません。 そのため、これまで紙の契約書 その方式が電子的なものにな

65

る際に記名押印や署名がされるの ことが必要です。 その理由について理解する

という問題点があります。 が争われたりすると証明が難しい ったり、 言わないの水掛け論になってしま ることなく、口頭の合意でも成立 します。 大前提として、 契約は契約書という書面によ そもそも契約の存在自体 しかし、 口頭では言った 一部の例外を除

す。この記録された書面こそが、 リアするため、合意内容を書面に 記録しておくことが必要になりま 契約書」です。 そこで、このような問題点をク

この成立の真正を証明することが ますが、裁判になった場合には、 証することができるためです。こ 意思に基づいて作成されたことを 施されることにより、その契約書 す。これは当事者の押印や署名が 押印や署名をすることが通常で 必要となります。 れを「文書の成立の真正」とい がその押印や署名をした当事者の そして、このような契約書には

や署名があれば成立の真正が推定 されることになっており、 て定めた民事訴訟法により、 そして、 民事裁判手続きについ 成立の 押印

> 必要があります 真正を争おうとする側が反証する

されています。 ため、契約書の押印や署名が重視 定されるという大きな効果がある を利用する際に、成立の真正が推 このように、 裁判で証拠としてその契約書 押印や署名が あ

子署名です。 そこで、その代わりとなるのが電 データであるため、 や署名をすることができません。 しかしながら、 電子契約は電子 物理的な押印

義があります。 名及び認証業務に関する法律」 〔電子署名法〕2条1項に次の定 電子署名については、「電子署

をいう。 要件のいずれにも該当するもの て行われる措置であって、次の 録することができる情報につい とは、電磁的記録(中略)に記 この法律において「電子署名」

- 1 ことを示すためのものである た者の作成に係るものである 当該情報が当該措置を行っ
- ح することができるものである われていないかどうかを確認 当該情報について改変が行

さらに、 これを受けて同法3条

Aをご覧ください。

では、 成立の真正が推定され、 名された紙の契約書と同じように 0) める規定が設けられています。 同じように成立の真正の推定を認 そのため、 いう電子署名が施されていれば 電子署名にも押印や署名と 電子契約にこの法律 押印や署

電子署名の形式

扱うことができます。

(3)

に当たるものではなく、 れているものです 名型(立会人型)電子契約と言わ とが多く、これは一般に事業者署 が提供するサービスを利用するこ 子契約の締結は、電子契約事業者 ん。特に、現在利用されている電 の推定が働くわけではありませ 子署名が電子署名法上の電子署名 かのパターンがあり、すべての電 もっとも、電子署名にはいくつ (図表3)。 同法3条

あり、 ありません。 のは電子契約事業者が施すもので この方式では、 契約当事者が施すものでは 電子署名そのも

電子契約であっても、 め)、事業者署名型 置を行なった」とは言えないた ませんが(契約当事者が では電子署名法3条の推定は働き 業者署名型(立会人型) そのため、 原則として、 (立会人型) 一定の要件 電子契約 「当該措 ・この事

図表3

(二段階認証など)を満 れる形式については、 契約 電子契約 当事者 事業者 メール メール 認証 認証

事業者署名型(立会人型)電子契約

こととされています。 関係については紙幅が限られてい る電子契約サービスに関するQ& がある人は法務省等が公表してい るため詳細を割愛しますが、 る、とされる形式です。 が電子署名したものと同 子署名を施しているため、 せんが、当事者の指示を受けて電 業者が施すことに変わりはありま 「当事者指示型電子契約」と言わ これは、電子署名を電子契約事 この電子署名の方式と推定効 契約 当事者 電子署名 推定が働 たした 電子 視でき 当事者 契約書

66 企業実務 2023. 7

(4) 利用する際の留意点

されるものであるか」です。 なポイントは、「そのサー 利用することになりますが、 は、 利用した場合に成立の真正が推定 電子契約事業者のサービスを 電子契約を締結する際に ・ビスを 重要

認するとよいでしょう。 得られるはずなので、利用 く、また、問い合わせれば回答が 明資料に明記していることも多 子契約事業者がウェブサイトや説 推定効が働くかについては、電 前に確

することは可能です。 様 れないとしても、 の真正について推定規定が適用さ ということではありません。成立 は疑義があるサービスであって 々な事情から成立の真正を立証 なお、推定効が働かない、また 一概に利用すべきではない、 訴訟の際には

することは可能であり、 絡に使用されていたという事情が が会社のものであって日常的な連 ているものであったり、ドメイン ビスでは電子メールを利用して本 人確認をしています。この電子メ 内容に合意していたことを立証 ルが取引相手の名刺に記載され 取引相手がその電子契約 電子契約事業者 成立の真 のサー

> とよいでしょう。 く場合でも、 取ることが重要です。 事録やメモを残すといった対応を は、このような対応を取っておく 利用状況、さらには交渉時の議 したがって、 リスク回避のために 名刺や電子メール 推定効が働

契約の変更・更新 終了

(1) 契約の変更・更新・終了の方法

うか。 満了時の更新、 によらなければならないのでしょ の合意などについても、 た場合、その後の契約変更や期間 契約を電子契約によって締結し さらには契約終了 電子契約

事者が記名押印するという方法を 者が自由に決められるものであ 覚書といった書面を作成 る場合など)には、 りません。したがって、 なければならないということはあ ついてまで電子契約の方式によら の一部を変更する必要があるとき した場合でも、 原則として、 電子契約によって契約を締結 商品の代金を変更す その後の変更等に 契約の方式は当事 紙の契約書や 契約条件 Ĺ 両当

取ることも可能です。

正を証明することも可能です。

ることも可能です。 書等ではなく、電子契約で締結す いての契約書・覚書を紙の契約 もちろん、 変更や更新、 終了に

0

で、 疑いが生じる可能性がありますの 契約によらなければ変更の効力に 合は、当該規定にしたがって電子 子契約によると定められている場 の規定において、契約の変更は電 定が置かれる場合があります。そ て、 ただし、当初の電子契約にお 注意が必要です。 契約の変更方法についての規

(2) 電子契約の管理

ます。このようなサービスの利用 は、 場合、その契約は電子データとし でしょう。 についても、 す 管しておくことももちろん可能 しては、自社のサーバーなどに保 て保管されます。その保管方法と ビスを提供しているものもあり 電子契約により契約を締結した データ保管を含む契約管理サ 電子契約事業者のなかに 検討してみるとよい

管理できる機能や、 ロードすることで電子契約と一元 る形式で締結した契約書もアップ 具体的には、 日 · 終了日などを契約情報 過去に紙に押印す 契約書名や契

> 能、 としてまとめることが 契約書の検索機能などが できる機

明していくのか」ということを理 化に寄与することでしょう。 はメリットが大きく、 はありません。むしろ、 ての取扱いと大きく異なるもので 解しておけば、紙の契約書につい ように契約が有効であることを証 た、いざ争いとなった際に「どの す。そのため、「電子署名とはど 締結することが最大の相違点で はなく、電子署名を用いて契約を 内容は紙の契約書と異なるもので ようなものであるのか」、ま 電子契約といっても、 業務の 電子契約 その 契約

あります。 従来からの取扱いが適切な場合も 印し、印鑑証明書をもらうという 場合には、 クをより小さくすべき事情がある イセンス契約など契約無効のリス いときや、 いっても、契約金額が非常に大き なお、電子契約が便利であると 紙の契約書に実印で押 事業の根幹に関わるラ

質と業務の効率化のバランスによ けることです。 重要なことは、 適切な契約締結方法を使い分 契約の内容や性

中小企業経営者への法務サポートやAI・ロボット法務、農業ビジネス法務などの新たな法務にも力を注ぐおおしろ(ふみあき)取引法務、交際法務、労働法務、M&A、紛争解決など多くの企業法務案件に携わる) 取引法務、交際法務、労働法務、M&A、紛争解決など多くの企業法務案件に携わる